

## 『スポーツ史研究』投稿規程

昭和62(1987)年11月29日制定  
平成15(2003)年12月7日改正  
平成22(2010)年11月28日改正  
平成24(2012)年12月2日改正  
平成27(2015)年12月6日改正  
平成28(2016)年12月4日改正  
平成30(2018)年12月2日改正  
令和6(2024)年12月1日改正

1. 『スポーツ史研究』編集委員会規程12に基づき本規程を定める
2. 投稿は正会員および学生会員とし、会費を完納している者とする
  - 2) 編集委員会は投稿を依頼することができる
  - 3) 編集委員会は非会員が含まれる投稿の可否を決定する
  - 4) 共同執筆者で非会員が含まれる場合は、当該年度の会費を納めることとする  
ただし、編集委員会が依頼する場合は、この限りではない
3. 内容はスポーツおよび体育の歴史に関する原著、総説、資料、研究ノート、その他とし、完結した未発表のもので、他誌に投稿中でないものに限る
  - (1) 「原著」とは信憑性、整合性のある研究手続きに基づく独創的知見の提示をいう
  - (2) 「総説」とは特定の課題に関する文献の体系的展望をいう
  - (3) 「資料」とは研究上重要な価値を有する未見の史・資料の提示と解説をいう
  - (4) 「研究ノート」とは信憑性、整合性の若干の不備を合理的仮説で補充した独創的知見の提示をいう
  - (5) 「その他」とは研究に資する提言及び問題提起、書評、内外研究動向、論評などをいう
4. 原著・総説は、本文の他600語以内の欧文抄録（和文訳とも）を添付する
5. 原著・総説・資料の原稿は刷上がり16頁（22字40行2段組、400字詰70枚相当）以内、研究ノートは8頁（35枚相当）以内、その他は2頁（8枚相当）以内を原則とする
  - 2) 原稿には図・表・写真を含む
6. 超過頁分および特殊印刷の経費は投稿者負担とする
  - 2) 負担額概算は初校送付時に通知する
7. 図は縮図して掲載する（鮮明な墨入れに留意のこと）
  - 2) 写真は原則として白黒画面印刷とする（多色刷が必要な場合は、投稿時に朱書きで指示のこと）
8. 図（写真）・表の掲載位置は本文の左欄外に朱書きする（割付の関係で若干変動することがある）
9. 図（写真）・表は1点ごとに見出しを記入し、必要があれば白紙に添付し、複数の場合は一連番号を記入する
10. 執筆要領は別に定める
11. 原稿には下記項目を記した表紙を添付する
  - (1) 原稿の種類（区分）
  - (2) 題目
  - 2) 原稿は下記の順とする
    - (1) 表紙
    - (2) 欧文抄録とその和文訳
    - (3) 本文（注および引用・参考文献を含む）

#### (4) 図(写真)・表

3) 謝辞および付記などは、投稿時の原稿には記載せず、原稿「受理」後に書き加えることとする

12. 投稿は下記のいずれかの方法により「スポーツ史研究編集委員会」に送付する

(1) 印字した原稿を送付する場合

① 投稿申込書および原稿4部を送付する

② 再提出の場合、修正原稿3部および修正対応表を送付する

(2) デジタルファイルを送付する場合

① 投稿申込書(MS-Word形式)および原稿(PDF形式:表紙、抄録、本文、図・表をまとめて1つのファイルとする)を電子メールにて送付する

② 原著・総説については、初回の投稿時に限り、抄録(欧文・和文)のみのファイル(PDF形式)を別に添付する

③ 再提出の場合、修正原稿(PDF形式)および修正対応表(PDF形式)を送付する

④ 投稿の際、メールの件名は「『スポーツ史研究』投稿論文」とする

⑤ データ容量が多い場合、事前に送信可能な容量を編集委員会に確認する

⑥ ファイルの送信後、1週間を経過しても返信がない場合、その旨を編集委員会に連絡する

13. 再提出の期限は、審査結果通知を受けた後、原則として2ヶ月以内とする

14. 採否および掲載の順序は編集委員会が決定する

15. 同一筆頭者による同一号への論文の掲載は、1編に限る

2) ただし同一筆頭者による複数の論文であっても、原稿の種類(原著、総説、資料、研究ノート、その他)が異なるものについては、編集上の支障がない限り、同一号に掲載することがある

16. 掲載が許可された原稿は、電子メール、またはファイルの保存形式を示してUSBメモリ他のメディアにて速やかに事務局に送付する

17. 本誌に掲載された論文(原著・総説・資料・研究ノート・その他)の著作権は、本学会に帰属するものとする

2) ただし、著者が論文の全文またはその一部を非営利・教育研究目的に利用する場合はこれを妨げない

3) なお、利用に際してはその著作物が本学会誌に掲載されたものであることを明記しなければならない

## 『スポーツ史研究』執筆要領

昭和62(1987)年11月29日制定  
平成15(2003)年12月7日改正  
平成24(2012)年12月2日改正  
平成30(2018)年12月2日改正  
令和元(2019)年12月8日改正  
令和6(2024)年12月1日改正

1. 『スポーツ史研究』投稿規程10に基づき本要領に沿って執筆すること
2. 原稿は、A4判横書40字20行（余白20mm以上）の書式とする
3. 原稿には、表紙および欧文抄録（和文訳を含む）を除いて、本文の各ページの左側余白には行番号、各ページ下中央にはページ番号をつけること
4. 本文は現代かな使いとする
  - 2) 外国語のかな表記はカタカナとする
5. フォントは、和文の場合は明朝体10.5ポイント、英文の場合はTimes New Roman10.5ポイントを標準とする
6. 自著の引用に当たっては「拙著」「拙稿」等の表示を避け、投稿者名を特定させるような表現をしない
7. 出典等文献および註は本文当該箇所の右肩に一連番号を記入して本文末尾に引用順に記載する
  - 2) 文献の表記法は下記を標準とする
    - (1) 単行本は著者・書名・（版数）・発行所・発行年・頁の順に記載する
    - (2) 雑誌は著者・題名・雑誌名・巻号・発行年・頁の順に記載する
    - (3) 新聞は見出し・新聞名・発行年月日・（面）の順に記載する
    - (4) 復刻版は原典記載の末尾に〔書名・発行所・発行年〕を記載する
    - (5) ウェブサイトは、著者名・ページの題名・サイトの名称・更新日・入手先URL・閲覧日の順に記載する
  - 3) 前項にかかわらず、研究分野の学術的慣例により、必要に応じて自由に記載することができる
8. 欧文抄録は、当該語学専門家もしくはネイティブ・スピーカーの校閲を受けて提出する
9. 採択原稿の著者校正は初校のみとする
10. 別刷希望者は初校刷の欄外上に必要部数を朱記する
  - 2) 費用は著者負担とする